

処分の取消しの訴えと審査請求との関係についての検討課題

これまでの議論及びさらに検討すべき課題

処分の取消しの訴えは、法律に当該処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合においても、「審査請求があった日から三箇月を経過しても判決がないとき」、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき」又は「その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき」は、判決を経ないで訴えを提起することができ、この場合、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、審査請求に対する判決があるまで（審査請求があった日から三箇月を経過しても判決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる（行政事件訴訟法第8条）。

処分の取消しの訴えと審査請求との関係については、不服審査の申立てと訴えの提起との選択の余地を認めるべきである、との意見、通達等の明確な根拠に基づいてされ、行政不服審査による救済が見込めない場合でも審査請求があった日から三箇月を経過するまで訴訟を提起することができないのは、迅速な権利救済を損なうおそれがある、との意見、不服審査は、国税不服審判所のように国家の合理的な資源配分の観点から前審として重要な機能を果たしている制度もある、との意見、現行法の運用上実際にどのような問題があるかを踏まえて考え方を整理する必要がある、などの意見があった。

検討が必要と思われる問題点

不服審査前置が定められていることにより、権利の迅速かつ実効的な救済の観点で実際にどのような問題が生じていると考えるか。また、行政事件訴訟法第8条第2項で判決を経ないで訴えを提起することができる場合が定められている制度の運用によって権利の迅速かつ実効的な救済を実現することができないかどうか。

行政事件訴訟法第 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号は、「処分、処分の執行又は
手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき」又は
「その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」には、法律に当該処
分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴え
を提起することができない旨の定めがある場合においても、裁決を経ないで、
処分の取消しの訴えを提起することができる旨を定めている。しかし、行政事
件訴訟法第 8 条第 2 項第 2 号に規定する「緊急の必要」がある、ないしは第 3
号に規定する「正当な理由」があると考えて訴えを提起したにもかかわらず、
裁判所が「緊急の必要」ないし「正当な理由」がないと判断した場合に訴えが
不適法として却下される可能性のある制度では、原告が著しい不利益を被る場
合があることにならないか。裁判所が「緊急の必要」ないし「正当な理由」が
ないと判断した場合でも、訴えを不適法として却下することが可能な制度では
なく、行政事件訴訟法第 8 条第 3 項の場合と同様に、審査請求に対する裁決が
あるまで（審査請求があった日から三箇月を経過しても裁決がないときは、そ
の期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができるにとどめることが
適当ではないか。

(参照条文)

行政事件訴訟法第 8 条

(処分の取消しの訴えと審査請求との関係)

第八条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をす
ることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に
当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの
訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経
ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

一 審査請求があった日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊
急の必要があるとき。

三 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁
判所は、その審査請求に対する裁決があるまで（審査請求があった日から三箇
月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止
することができる。